税

■申告対象期間＝令和3年1月1日～令和3年12月31日

申告をしなければならない方

次の①～④のいずれかに該当する方（下表の申告の義務がない方を除く）
①令和4年1月1日現在市内に居住し、令和3年中に収入があった
②令和4年1月1日現在市外に居住し、市内に事務所・事業所・居住用家屋（＊1）を持っている
③給与所得のほかに所得があった
④公的年金などの所得のほかに所得があった

申告の義務がない方

①令和3年中に収入がなかった（＊2）
②所得税の確定申告をする
③給与収入のみの方で、勤務先から市に給与支払報告書の提出があった
④公的年金などの収入のみの方で、支給元から支払報告書の提出があった（＊3）
⑤市内在住の親族に扶養されている
注③④は控除などが支払報告書の内容から変更になる場合、申告が必要（＊4）

（＊1）単身赴任などで普段は配偶者・子どもだけが住み、時々帰宅する住宅や別宅など
（＊2）合計所得金額が45万円以下の方は申告義務はありませんが、申告で国民健康保険税の税額が変わる場合があります。また、各種手当などの受給判定や所得に関する各種証明書の資料となります
（＊3）源泉徴収の対象とならない公的年金など（外国で支払われる年金）の支給を受けている方は、確定申告が必要な場合があります
（＊4）支払われた国民健康保険税などの申告で税額が下がる場合があります（税務署へ確定申告する場合、市への申告は不要）

市民税・都民税証明書等が必要な方は申告を

課税・非課税証明書は、都営住宅の入居や融資などの手続きで必要になる場合があります。証明書が必要な方は、所得の有無にかかわらず申告してください（同世帯の納税義務者の扶養親族で、その納税義務者が申告書を提出している場合を除く）

所得控除の申告漏れにご注意ください

年金を受給していて、国民健康保険料などを口座振替や金融機関で直接支払っている方や、給与の支払いを受けていて年末調整をしていない方などは、所得控除の申告で税額が下がる場合があります。

■所得控除の種類①雑損②医療費③社会保険料（健康保険・国民年金・介護保険など）④小規模企業共済等掛金⑤生命保険料⑥地震保険料⑦障害者⑧寡婦⑨ひとり親⑩勤労学生⑪配偶者⑫配偶者特別⑬扶養

注○申告や年末調整が済んでいる方でも、所得控除の追加の申告ができます
○社会保険料の場合、配偶者など親族が受け取る年金から特別徴収（天引き）されている保険料は控除の対象にはなりません。ただし、申告する本人が扶養親族の保険料を支払った場合には対象となります
○16歳未満の方を扶養している場合は、扶養控除の対象になりませんが、市民税・都民税の非課税限度額の算定の際に16歳未満を含む扶養親族の人数を把握する必要があるため、申告してください

年金所得者に係る確定申告不要制度の対象の方

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要な方も、次の①②のいずれかに該当する場合は申告が必要です（外国からの公的年金などを受給している場合などを除く）。
①公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、市民税・都民税が課税となる方
②年金の源泉徴収票に記載のない控除（医療費、納付書や口座振替で納めた社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など）を市民税・都民税に適用したい方
注源泉徴収票に記載されている以外に追加する控除などがなければ申告は不要

寄附金税額控除の記載をお忘れなく

ふるさと納税や条例で指定する団体へ寄附を行うと、市民税・都民税の税額控除が受けられます。確定申告書の第二表住民税に関する事項の「寄附金税額控除」欄（下図参照）に記載がないと、控除が受けられません。

都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
円	円	円	円

ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方

確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税（寄附）を行う場合に、寄附先の自治体（5団体以内）で特例の申請手続きを行うことで、確定申告をしなくても控除を受けられる制度です。ただし、確定申告や市民税・都民税の申告などを行う場合は、この制度の対象となりません。申告の際は、必ずワンストップ特例制度分の寄附額を含めて申告してください。

保険料（税）、医療費・介護保険サービス利用料も控除対象です

→保険年金課（内319）／高齢福祉課☎(042)321-1301

令和3年に納付した保険料（税）等（下表1参照）は、令和3年分の所得税と令和4年度市民税・都民税の申告で社会保険料控除として申告できます。また、医療費や介護保険サービス利用料（下表2・右表3参照）は医療費控除として申告できます。所得税の申告に関しては4ページをご覧ください。

表1　社会保険料控除

区分	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険	国民年金
納付方法	○年金からの天引き ○口座振替 ○納付書		組み合わせになる場合があります	○口座振替 ○クレジットカード ○納付書 ○Pay-easy（ペイジー）
納付した保険料額の確認方法	○日本年金機構等から届いた源泉徴収票（★） ○口座振替済のお知らせ（★）（国保は1月中旬頃、後期・介護は1月下旬頃に郵送） ○領収書（★） ○振替額が記帳された預貯金通帳 （★）市民税・都民税の申告に必要		組み合わせになる場合があります	○国民年金保険料控除証明書 ○領収書 ※所得税と市民税・都民税の申告に必要（いずれか1点）
金額や書類等の問い合わせ	納税課（内551）	保険年金課（内319）	高齢福祉課☎(042)321-1301	ねんきん加入者ダイヤル☎(0570)003-004 ※IP電話用☎(03)6630-2525 立川年金事務所国民年金一課☎(042)523-0352

表2　医療費控除

区分	医療費	介護保険サービス利用料
対象となる支払い	自己または生計を一つにする配偶者などの親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合	自己または生計を一つにする配偶者などの親族のために支払った利用料（対象サービスは右表3参照）
申告に必要な書類	医療費控除の明細書	医療費控除の明細書

※医療費を補てんする保険金（高額療養費の支給）などがあった場合、その金額は差し引きます

申告に関する問い合わせ	所得税＝立川税務署☎(042)523-1181　市民税・都民税＝課税課（内327）

表3　医療費控除の対象となる介護保険サービス

	対象サービス
1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
2	地域密着型介護老人福祉施設
3	介護老人保健施設
4	介護療養型医療施設
5	介護医療院
6	訪問看護
7	訪問リハビリテーション
8	居宅療養管理指導
9	通所リハビリテーション（デイケア）
10	短期入所療養介護
11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護のみ）
12	看護小規模多機能型居宅介護〔6～11の介護サービスを含む組合せにより提供されるもの（＊）〕
13	訪問介護（＊）
14	夜間対応型訪問介護
15	訪問入浴介護
16	通所介護（デイサービス）
17	地域密着型通所介護（デイサービス）
18	認知症対応型通所介護
19	小規模多機能型居宅介護
20	短期入所生活介護
21	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護以外および連携型事業所）
22	看護小規模多機能型居宅介護〔医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの（＊）〕
23	地域支援事業の訪問型サービス（＊）
24	地域支援事業の通所型サービス（＊）

（＊）生活援助中心のサービスを除く
注各介護予防サービスも対象（1～5を除く）／対象サービス13～24は、6～12のいずれかと併せて利用している場合に限る（ケアプランに基づく必要があります）／医療費控除の対象範囲は各サービスによって異なります

東京しごとセンター多摩の就労支援

申電話で※予約制・先着順
※詳しくはHPhttps://www.tokyoshigoto.jp/tama/でも
→経済課（内351）

対象	セミナー・イベント名	内容・場所	日時
おおむね29歳以下 ※学生可	若者と企業の交流会 in cocobunji 定30人	さまざまな業界の参加企業4社全てのブースを回り、面接では聞けないことも気軽に質問できます。後日、企業見学会・職場体験も開催 場cocobunjiプラザ（cocobunji WEST5階）　問東京しごとセンター多摩☎(042)329-4510	2月16日（水） 午前10時～午後4時10分 （受付＝午前9時30分～）
おおむね29歳以下	就職1dayトライ 定80人程度	新型コロナウイルス感染症の影響などにより就職活動中の方のための、しごとの相談・就職支援セミナー・合同就職面接会（参加企業15社程度）をパッケージにした就職支援イベントです。就職相談コーナーのほか、証明写真撮影コーナーあり 場立川ステージガーデン（立川市緑町3-3グリーンスプリングスN1） 問就職1dayトライ事務局☎(03)5657-9106	3月3日（木） 午前10時30分～午後4時 （受付＝午前10時～午後3時30分）
女性	子育て女性セミナー in 立川 ブランクがあっても大丈夫 私らしい就職に向けて 定20人程度	自分・家族・社会的な現状とそれにまつわる不安要因を整理し、育児・家事をしながら就職への新しい一歩を踏み出せるコツを伝えます 場立川市女性総合センター・アイム（立川市曙町2-36-2） 問女性しごと応援テラス多摩ブランチ☎(042)529-9003　注0歳～3歳の子ども同伴可	3月8日（火） 午前10時～正午 （受付＝午前9時40分～）
おおむね55歳以上	面接会直前対策セミナー 定30人	就職面接会の直前対策セミナー 場ホテルエミシア東京立川（立川市曙町2-14-16） 問東京しごとセンター多摩☎(042)329-4524	3月11日（金） 午前10時～正午 （受付＝午前9時30分～）
	地域就職面接会 定100人程度	当日は18社程度の企業が参加予定です。履歴書は面接を希望する企業の数だけ持参 場ホテルエミシア東京立川（立川市曙町2-14-16） 問東京しごとセンター多摩☎(042)329-4524	3月11日（金） 午後1時～4時 （受付＝午後0時30分～3時）

凡例　日日時　場場所・会場　対対象　内内容　講講師　定定員　¥費用　申申込方法　物持ち物　問問い合わせ先　HPホームページ　検検索ページ番号検索　FAXファクス　✉メール　託託児あり　催主催・共催　注注意事項